

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件)	(農村振興課)	二
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定	(農村整備課)	三
○県営土地改良事業の換地処分	(同)	四
○海岸保全区域の変更(二件)	(河川課)	四
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	六
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	八
○土地区画整理組合の理事についての届出	(都市計画課)	八
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可	(同)	九
公 告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(道路課)	二〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	二二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(同)	二四

ページ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育企画室)	二四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教職員課)	二六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(高校教育課)	二八
企 業 局		
○企業局財務規程の一部を改正する管理規程		三〇
正 誤		
○宮城県公報第三二一号(令和四年六月十日付け)中		三一

告 示

○宮城県告示第六百六十二号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和四年七月二十一日次の者を指定した。
令和四年九月二十七日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
齋藤有希子	耳鼻咽喉科	杜の丘耳鼻咽喉科クリニック	黒川郡大和町杜の丘一丁目十一番地四
伊東和恵	頭頸部内科	地方独立行政法人宮城県立病院機構 宮城県立がんセンター	名取市愛鳥塩手字野田山四十七番一号
中屋亮彦	脳神経内科	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原百番地
齋藤勉	内 科	医療法人盟陽会 富谷中央病院	富谷市上桜木二丁目一番地六
小山淳太郎	泌尿器科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
佐藤友紀	泌尿器科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
片桐宗利	外 科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号
福島浩平	消化器外科	医療法人浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五番地
網倉克己	消化器科	医療法人浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五番地

工藤 博典	小児外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
-------	------	---------	----------------

○宮城県告示第六百六十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 琢磨	内科	名取熊野堂病院	名取市高箱熊野堂岩口下六十八番地の一	特定医療法人松涛会 南浜中央病院	岩沼市寺島北新田百十一番地
菅原 知広	内科	美里町立南郷病院	遠田郡美里町木間塚字原田五番地	栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑二十三番地
藤野 裕	整形外科 リハビリテーション科	医療法人社団白毫会 野蒜ヶ丘クリニック	東松島市野蒜ヶ丘五丁目二十九番地	藤野整形外科	東松島市矢本字一溜二十五番地

○宮城県告示第六百六十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	
		新	旧
浅野 俊文	医療法人社団 浅野眼科医院	白石市字柳町六十一番地	白石市字柳町七十二番地の四

○宮城県告示第六百六十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩			
氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
三井 一浩	外科	社会医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号

○宮城県告示第六百六十六号

県管清水川北浦地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間
令和四年九月二十七日から令和四年十月二十六日まで
- 三 縦覧場所
大崎市役所及び美里町役場並びに美里町南郷庁舎

○宮城県告示第六百六十七号

県管広長地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年九月二十七日から令和四年十月二十六日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び大崎市鹿島台総合支所

○宮城県告示第六百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業大川地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地積を特に減じて換地を定める土地

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	特に減ずる 地積 ㎡
石巻市	釜谷	一本杉	六七	田	田	二、九三四	二九四
同	同	同	一八三	田	田	二八二	六一
同	同	同	一〇九	田	田	一、六九四	一七六
同	同	同	三四	田	田	一、四三七	一〇一
同	同	同	一五七	田	田	一、一五五	九五
同	同	同	一七七	田	田	一、四二四	一二六
同	同	同	四二	田	田	一八四	八七
同	同	同	九四	畑	田	一、六一四	一五三
同	同	同	一六二	田	田	三五八	一七
同	同	同	一四二	田	田	三八三	一二二
同	同	同	一一	田	田	九九八	一一八

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	小松	同	同	同	同	同	同	同	高地	同	同	下山根	同	同	
一一〇	三〇	五一	八二	八四	二九	一三	五九	一〇	一五	二二	一四	一八	二	七五	三八	四〇	二	一七三	一六三
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
一九二	九七五	一、二二一	一、二二六	一、二二三	六八一	一、二四九	九九七	一、一六〇	一、四二五	一、〇八五	一、二九二	一、三九三	一、一七八	三、三九八	一、〇二一	一、〇二一	六〇四	五〇八	一、二六六
三二	六八	一六八	八三	一五一	八五	六二	八〇	三四三	一〇一	一五七	五八六	八九	八七	二二三	一〇三	一六〇	九一	一四四	六二八

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	川前	同	同	同	同	新町裏	同	同	同	同	同	同	同	同	同	上野	同
二五二	一三九	一七	一六	一一二	六四	六六	八六	四六	二四	八三	四五	二二一一	三三	四〇	七八	四三	三〇	八〇	八三
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
四八七	一、〇二一	六九七	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	八〇九	一、〇二一	一、〇二一	九四七	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、一九五
四一	五五四	一四二	一一九	一六九	二二	八六	九七	一二四	一二六	四五	四六	四六	四六	八五	二五	一〇二	二七五	四一	四五

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九一一	五六	一四五	一九一	二九一	一七二	一三七	九三一	二〇四	一六五	一八八	九六一	一四三	一七八	三二〇	七五	五四	一〇四一一	六〇	六一
田	田	田	田	畑	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
八五二	一、五三三	一、〇二一	一、〇一一	一、三三二	一、〇二一	六九四	九三五	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	九五二	一、〇二一	一、〇二一	一、八三二	一、二〇九	一、三三五	一、〇四四	一、三八一	一、五五七
九	八五	四三	七四	三四	五八	九九	一〇	一六四	八九	八八	一一三	七〇五・一七	一四	一〇八	二三九	一〇七	三六	三二	一七

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大谷地	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八五	三三	三二	九二	一三四	一〇三	二六	一九	一〇二	一六八	一四五	一八一	二九	一五	四三	一五二	八	三一三	二三	一六八
田	田	田	田	田	田	畑	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
一、三七一	一、〇三一	一、〇二六	一、〇二三	一、〇一五	一、三四四	一四五	一、〇三七	一、二七九	一、二四四	一、〇三五	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	九〇九	一、〇二一	一、〇二一	六二〇	九〇五	一、〇二一
四〇	六四	七三	九〇	二五〇	四三	一一	一〇七	八四	二六一	二二一	七三	三〇	五九	四七	二〇四	六九	三三	一二四	七四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	谷地中	同	同	同	同	同
二五七	三〇	二〇三	二七四	二〇七	二六	二五二	二四四	一六一一	五七	二七六	二八六	二〇二	三三六	二八五	八三	三〇	一七六	六五	一一八
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	原野	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、二六〇	五五〇	二、五二二	三八三	二、五四四
二九一	六七	三三	六二	三五八	八五	一五二	一五九	三〇	一四八	八二	八五	五九	七四	八〇	三六	二九	二八八	一一七	一〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二五〇	三四四―二	二六八―二	二九三	一〇	二五一	二六二	二四八	五三	三五二	二一九	六四	二八三	二二五	五八	三四一	三三二	二〇九	二三一	三一
田	田	畑	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	畑	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	田	田	田	田
一、〇二一	三、六六六	一、五九五	五〇九	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	九九二	一、〇二一	一、〇二一	三三三	一、〇二一	一、〇二一	五八	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一
二五〇	一三三	六八	一六	四九九	八〇	一三一	一二〇	八二	二七〇	二三	五八	一一〇	六七	三二	六七	一三〇	二三〇	一四二	一一〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	馬川	同	同	同	同	同	同	入釜谷	同	長岩	同	同	同
七一	七〇	六九	七八	七三	七	七四	九	一五九	一五八	一三九	一三六	四五―一	一三	六	八四	七	六三―一	五	二四九
田	田	畑	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
一、五二〇	一、五二〇	四四九	一、五三〇	七八三	一、〇二一	一、七六一	三〇四	二四七	四二九	七二〇	一、〇三四	一、〇三六	五五二	一、一二三	二〇八	三二四	一、〇一〇	二三一	一、〇二一
一六	二八	四	九五	二二	八三	四四五	三八	六	一五	八	一一五	五〇	一五九	四七	七	一〇五	一一	一〇	二六三

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	針岡	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	芦 早 前	榎ノ 脇	同	同	同	同	同	同
一八	五七九	三四九	一四六一	一一二	七四	三五十一	六七五	一七五	一〇七	五九九	二五一	六二二	九〇一四	五一	三	三九	二	二七	五八
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	雑種地	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
一、〇二一	一、二二六	一、〇二八	一、二八三	八〇九	一、〇二一	一、〇三二	一、〇八〇	一、〇二一	一、〇〇八	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二八	二六四	一、三七一	四七九	四二九	五〇五	一、〇一一	六六一
四七	二六	一九	三八	九七	九〇	三〇	三二	九二	五三	二三五	二五二	九八	二五	一〇九	九一	一二	一五	二〇一	二二七

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二二	二〇	七	二〇八	二七八	三一六	二八九	二三〇	一三〇	二〇九	五〇一	一三八	六七	六五	九二	四三〇	五九一	三二五	五九〇	三三四
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
一、〇二一	一、〇二一	九九一	八一六	一、〇三四	一、〇八〇	八四六	一、〇二一	八〇九	一、〇六四	九九六	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二四	一、〇二一	九八八	一、一九〇	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一
八一	六八	九八	九六	五五	四六	四二	三四	五八	一九一	一一五	四〇	六一	三三	六九	一一	九四	一九〇	六一	一一

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	向谷地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九	五二	七三	四二	二五	四六	二三	五六六	三九三	三四四	一八八	一八三	一七三	一四九	一四一	一一八	一〇八	八八	八六	二六
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、二七六	三九九	一、〇二八	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、一四〇	一、〇二一	七四三	一、〇五四	一、〇二八	一、〇二八	一、〇二一
八五	一〇七	一二四	一二	三四二	一八二	一三六	一〇九	五七	六七	八五	一〇九	一一四	五〇	七四	六二	二三	四五	六四	六六

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭	和	同	同	同	同	同	同	同
四一一一二	四七六	一八一	四八五	二八九	三七	三一	二六八	二三八	一二三	三一四	四〇九	四〇五	一〇〇	六二	六〇	五八	五六	二〇	一四
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	畑	田	田	田	田	田	田	田
畑	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	田	田	田	田	田
五三五	六六一	一、〇一一	九一〇	一、〇二一	一、〇〇〇	八三五	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二四	六八五	八六二	六七七	一、〇一八	一、〇一八	八二三	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八
六一	六五	一二	一〇	六六	一三〇	九	一〇二	一八	二二八	七	一五二	一一〇	三二一	一三七	六八	一四〇	五四	一〇八	一一〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一七四	七三	二九〇	二八六	二六六	一八五	二六	三二七	一四七	五四	三九五	三〇六	三二九	五九	三三七一一	四六〇	四一二	三七三	一七三	九一一
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	田	田	田	田	畑	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	田	田	田	畑	田	田	田
一、一五三	一、〇〇七	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇四四	一、一六六	一、〇二一	一、〇二八	九七四	九二八	九三六	一、〇二一	一、〇〇七	三三四	一、〇二一	一、〇七一	九三二	一、一五三	一、〇一一
四六	一七七	八八	三二	三二	七一	一三〇	二五三	一〇九	四三	四二	一七	一五〇	六四	三	三二	一二四	一五七	三四一	一一一

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四一九	三八二	二六二	二三二	一八六	一五九	一五八	一五六	一〇六	五六	三四一一	二四	四二五	三三五	二八八	二〇九	四〇六	三二六	一七六	二〇八
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	田
一、〇二一	一、〇四一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二四	一、〇二四	一、〇二四	一、〇二四	九九九	一、〇〇七	九三三	一、〇〇四	一、〇二一	九六〇	一、〇二一	一、〇二一	六八七	一、〇二一	一、一六六	一、〇二一
八六	二〇	四三	一一八	四四	一〇四	五九	二四	一一	四三	三二	五一	二〇	二〇	六七	一九	一八七	二五	一三	二〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	別開	同	同	同	同
四六一一	四四	三〇	二六	二五	八	一八四	二二三―四四	一六〇	二二三―四五	四五	二二三―一三	一一二	一五	二二三―五〇	二二	二二三―三九	四八三―一	四二六	四二二
田	田	田	田	田	田	田	雑種地	田	雑種地	田	雑種地	田	田	雑種地	田	雑種地	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
一、〇一〇	一、〇一一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	九八八	一、〇二一	五九五	一、〇二八	二二二	一、〇一一	四二	八六九	八六六	七二	九一二	五五五	五四六	一、〇二一	一、〇二一
七三	九四	三三	五七二	一八	二二	四四	五〇	七一	一二六	二二	一四	五〇	七八	一	一三六	四四	二三	一一四	四四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	長面	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一番口	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二二	一六	一九八	一八一	一五五	一五三	七三	二	一〇	一一三	一五九	一二六	一七一	一三九―一	一三八	九三	七六	六九	六七	六一
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
九五八	八八二	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二八	一、〇二八	一、〇二四	八二六	八五六	八七九	一、〇二八	一、二八九	一、〇二八	一、〇〇四	一、一六〇	八二六	一、〇二四	一、〇二四	一、〇二四	一、〇二四
九六	一五三	五三	二五	一二九	一一	一〇四	三七	一四九	五九	六七	九四	一六七	一八〇	一四一	三八	一二四	六五	九〇	一一五

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	沼下	同	同	外手谷地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一六一	一〇一	一七	一〇〇	一一六	六四	四二	五九	一〇〇	六七	一一九	三七	一〇八	六一	二〇	三五	六八	七〇	二五	一
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	原野	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
三九一	六一	一、〇七七	四七九	一、四四七	四四五	八六六	九八八	八四九	九八八	八九五	八八五	一、四〇四	九八八	九五八	九〇九	九八八	九八八	九四五	一、二四二
一八	一	二三五	一〇	一六	一九	六八	二二	三四	九五	八一	一〇九	一五	四四〇	七三	一一〇	七九	一四五	二〇	一七五

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	上谷地	同	同
一〇七	九七	一四九	四〇	九〇一	一三九	三九	一六三	一六五	九五	一三〇	一二二	一一六	五〇	九八	二九	一三	八八一	七	一三
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
一、二八五	一、三九五	一、一三〇	一、一二〇	一、一四七	一、二三九	二、二〇八	一、二三三	一、二三三	一、三九八	一、二九九	一、一四三	一、一五〇	一、一三七	一、四一八	一、〇三四	一、〇六四	一、二〇九	一、〇二一	一、〇二一
五三	六五	一三〇	一八一	一三	七六	八二	二九	一〇七	五六	九七	一四	一五九	一四四	四六	九八	二二二	七五	一七	二二

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	谷地合	同	切附	同	同	同	同	同	同	同	須賀	同	同
一〇五	一三八	五四	一二三	二一	四一	六九	八八	一九	七四	一二六	一〇九	二〇九	一五四	二六五	二五七	一五三	四六	四九	二六
畑	田	田	畑	田	田	畑	田	畑	畑	田	田	畑	田	田	田	田	畑	田	田
田	田	田	畑	田	田	畑	田	畑	畑	田	田	畑	田	田	田	田	田	田	田
六七四	一八五	四四九	一五九	四九二	一、〇二四	三〇九	二、八七九	四六三	一、八九二	一、〇二一	五一九	六八一	一、〇〇四	六一一	七〇四	四八五	九三五	一、一三〇	一、〇四七
六〇	二	九七	三	一五	一二六	四	七四	七	六九	六五	一七	七八	四〇	一七	三〇	二八	二八	四六	二六四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	洞ヶ崎	同	同	同	同	同	同	同	鳥屋場	同	同	同	同	同	同	同	同	町裏
一〇七	一四四―三	九八	五三	五八	四七	三四	二七	六六	四一	二九	七六	三四	一六四	一七二	五七	三八	一六〇	一〇六	一四七
田	畑	畑	田	原野	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	畑	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
八八〇	二九五	三四六	一、一二三	五二八	一、一二〇	一、〇六一	一、〇三八	一、〇二一	一、〇一四	一、〇三八	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、二七六	一、〇二一	一、三三二	五二八	七九三	一、二五二
三六	二四	三	九六	五	九〇	二二	七五	三八八	二四	一三一	一二	九五	一〇二	六一	二六五	八七	一三	二二三	二〇六

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	福地	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正	同	同	同	同	同	同	国土	梨木	畑口
一一九一一	一四一一一	八五	二二八一	一六三	九一一	三一	一一二一一	三〇九	六二一一	三二二一二	一三二一六二	一三二一四五	一三二一二八	一三二一九	一三二一八	一三二一六一	一三二二三	八八	二六二一一
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑
一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇二二	一、一五三	七二〇	一、〇〇八	八五五	一、〇〇八	一、〇〇七	九八二	三三三	一、一一四	八九二	九九一	九九一	九九一	一、〇四四	九九一	一、七三〇	一、一二〇
七五	三二	二七二	二七〇	四〇	九六	九五	二八九	一五五	三七	九五	一三	一九	二七	六四	五〇	八	五八	八九	一三

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一一六	一一三	一〇八一	八二一一	七九	七三一	七〇一一	六七一一	五五一一	五四一一	二九	二八	三〇二一一	一六六	一六二	二一五一	九二	二九八	一五三	二五二
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇八	一、〇一一	一、〇二二	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇二〇	一、〇一一	八七三	一、〇二一	一、〇二一	一、〇〇六	一、〇〇一	九九八	一、〇八八	一、〇二二	一、〇〇七	八五二	一、〇〇四
八九	三二	二四	二二	一五	九二	二二	九四	一九九	七九	二二	四四	二五〇	一六三	五五	二二	一一	一六七	六六	六一

早稲谷沢3	早稲谷沢9	早稲谷沢8	早稲谷沢7	早稲谷沢6	早稲谷沢2	早稲谷沢1	内松川沢2 13	内松川沢2 12	内松川沢2 11	内松川沢1	黒沢2	黒沢1	芳ノ口沢2 12	芳ノ口沢2 11	芳ノ口沢1	細尾沢6	茂路沢	細尾沢5	南沢	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
気仙沼市早稲谷（次の図のとおり）	気仙沼市早稲谷（次の図のとおり）	気仙沼市早稲谷（次の図のとおり）	気仙沼市早稲谷（次の図のとおり）	気仙沼市早稲谷（次の図のとおり）	気仙沼市早稲谷（次の図のとおり）	気仙沼市早稲谷（次の図のとおり）	気仙沼市下八瀬（次の図のとおり）	気仙沼市内松川、下八瀬（次の図のとおり）	気仙沼市内松川、下八瀬（次の図のとおり）	気仙沼市内松川、下八瀬（次の図のとおり）	気仙沼市芳ノ口、黒沢（次の図のとおり）	気仙沼市芳ノ口、黒沢（次の図のとおり）	気仙沼市芳ノ口、角地（次の図のとおり）	気仙沼市芳ノ口、角地（次の図のとおり）	気仙沼市芳ノ口、角地（次の図のとおり）	気仙沼市細尾、角地、芳ノ口（次の図のとおり）	気仙沼市細尾（次の図のとおり）	気仙沼市細尾（次の図のとおり）	気仙沼市細尾（次の図のとおり）	

波路上内沼	松崎猫測	赤岩長柴	渡戸	松川の3	大沢	幣掛	中島	岩月長平沢	福美沢	滝の入沢2 12	滝の入沢2 11	滝の入沢	松崎立石沢	内松川沢4	内松川沢3	柴の沢	早稲谷沢5	早稲谷沢4	早稲谷沢10	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
気仙沼市波路上岩井崎、波路上内沼（次の図のとおり）	気仙沼市松崎立石、松崎下金取（次の図のとおり）	気仙沼市瘦槻（次の図のとおり）	気仙沼市渡戸（次の図のとおり）	気仙沼市松川、松川前（次の図のとおり）	気仙沼市本吉町津谷長根（次の図のとおり）	気仙沼市本吉町幣掛、泉沢（次の図のとおり）	気仙沼市本吉町中島（次の図のとおり）	気仙沼市岩月長平（次の図のとおり）	気仙沼市福美町、新町、三日町三丁目、滝の入（次の図のとおり）	気仙沼市滝の入、古町一丁目、太田二丁目（次の図のとおり）	気仙沼市滝の入、古町一丁目、太田二丁目（次の図のとおり）	気仙沼市滝の入、古町（次の図のとおり）	気仙沼市松崎立石、松崎下金取（次の図のとおり）	気仙沼市内松川（次の図のとおり）	気仙沼市内松川（次の図のとおり）	気仙沼市内松川（次の図のとおり）	気仙沼市早稲谷、内松川（次の図のとおり）	気仙沼市早稲谷（次の図のとおり）	気仙沼市早稲谷（次の図のとおり）	

早稲谷の1	下八瀬	台	塚沢	細尾の2	細尾の1	赤岩前田	松崎立石	赤岩牧沢	赤岩迎前田	赤岩水梨子	田中の1	渡戸	松川前	尾田の4	尾田の3	尾田の2	尾田の1	幣掛の2	道貫	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
気仙沼市早稲谷（次の図のとおり）	気仙沼市下八瀬（次の図のとおり）	気仙沼市台（次の図のとおり）	気仙沼市塚沢、芳ノ口（次の図のとおり）	気仙沼市細尾（次の図のとおり）	気仙沼市細尾（次の図のとおり）	気仙沼市松崎立石、松崎下金取（次の図のとおり）	気仙沼市松崎立石（次の図のとおり）	気仙沼市赤岩牧沢（次の図のとおり）	気仙沼市赤岩迎前田、物倉山（次の図のとおり）	気仙沼市赤岩高前田（次の図のとおり）	気仙沼市田中、赤岩牧沢、反松（次の図のとおり）	気仙沼市渡戸、和野（次の図のとおり）	気仙沼市松川前、松川（次の図のとおり）	気仙沼市本吉町尾田、漆原、角柄（次の図のとおり）	気仙沼市本吉町尾田、漆原（次の図のとおり）	気仙沼市本吉町尾田、漆原（次の図のとおり）	気仙沼市本吉町幣掛（次の図のとおり）	気仙沼市本吉町葺蒲沢、気仙沼市長磯大窪（次の図のとおり）		

早稲谷の2	内松川の1	内松川の2	内松川の3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
気仙沼市早稲谷、内松川、下八瀬（次の図のとおり）	気仙沼市内松川（次の図のとおり）	気仙沼市内松川（次の図のとおり）	気仙沼市内松川、松川（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
長磯大窪沢	土石流	気仙沼市長磯大窪（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所
最知荒沢	土石流	気仙沼市最知荒沢、最知南最知（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百七十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷市成田二期東土地区画整理組合

二 事務所の所在地

三 届出の内容
富谷市成田一丁目四番地七十五

理事を退任した者

氏 名 住 所

堀 俊 明 大阪市北区中之島三丁目三番二十三号

理事に就任した者

氏 名 住 所

藤 田 和 久 大阪市北区中之島三丁目三番二十三号

○宮城県告示第六百七十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

古川七日町西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十二月十四日から令和四年十二月三十一日まで

三 施行地区

大崎市古川七日町十七番一、十七番一地先（旧水路）、十七番二、十七番三、十七番四、十七番五、十七番六、十七番七、十七番八、十七番十二、十七番十三、十七番十四、十七番十五の一部、十七番十六、十七番二十二、十八番一、十八番三、十八番四、十九番、二十番一、二十一番、二十二番一、二十二番二、二十四番一、九十七番二の一部、百番一、百番二、百番四、百番五、百三番一、百三番二、百三番四、百三番地先（旧水路）、百四番一、百四番三、百五番一、百五番二、百五番五、百五番六、百五番七、百六番、百七番、百八番、百九番、三・五・十二並柳福浦線の一部、三・四、三古川中央線の一部、大崎市古川川端百七番一、市道川端北線の一部

四 事務所の所在地

大崎市古川七日町八番三十二号

五 設立認可の年月日

平成三十年十二月十日

六 変更認可の年月日

令和四年九月二十七日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ゆうやけ調剤薬局	多賀城市高崎三丁目二十七―二十六	令和四年八月一日
アイン薬局名取美田園店	名取市美田園七丁目十八―二	令和四年八月一日
アイン薬局本船追店	柴田郡柴田町本船追字上町二十六―三十	令和四年八月一日
アイン薬局利府店	宮城県利府町沢乙東二―六	令和四年八月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ゆうやけ調剤薬局	多賀城市高崎三丁目二十七―二十六	令和四年七月三十一日
トミザワ薬局美田園店	名取市美田園七丁目十八―二	令和四年七月三十一日
トミザワ薬局船追店	柴田郡柴田町本船追字上町二十六―三十一	令和四年七月三十一日
トミザワ薬局利府店	宮城県利府町沢乙東二―六	令和四年七月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 一千三百四十七トン

(二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 二十六キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和五年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県北部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。
9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一―二二一―三三三五）へ令和四年十月十三日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

- (一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。
- (二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。
- 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目一番一号
宮城県北部土木事務所経理班（電話〇二二九一九一〇七六七）
- 3 郵送による入札説明書の交付期限
郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年十月十七日（月）まで2あと申し出ること。
- 4 一般競争入札参加資格審査
- (一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和四年十月二十一日（金）午前九時から令和四年十月二十七日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十月二十七日（木）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し参加資格の審査を受けなければならない。
- (三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 5 入札書の提出期限等
- (一) システムを用いて入札する場合
入札期間 令和四年十一月八日（火）午前九時から令和四年十一月九日（水）午後五時まで
- (二) 書面により入札書を提出する場合
イ 日時 令和四年十一月九日（水）午後五時まで
ロ 場所 2に同じ
- ハ 郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「入札に係る調達物品の名称」を記載し、宮城県北部土木事務所長あてに親展で、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
- 6 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。
- 開札の日時及び場所
令和四年十一月十日（木）とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。
- (一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県北部土木事務所
(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時三十分 宮城県北部土木事務所
- 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
- 五 その他
- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法
- (一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。
- (二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 消費税及び地方消費税の相当額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）は、代金請求時に加算するものとする。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 契約書作成の要否 要

- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)
 - 2 eriod of Supply : From starting date of contract to March 31, 2023.
 - 3 Place of Delivery : Within Northern civil engineering office areas of jurisdiction.
 - 4 Deadline for Bid : Wednesday, November 9, 2022, 5:00 p.m.
 - 5 Contact Person : Yu Satoh, Accounting Group, Northern civil engineering office Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-1 asahi, Iurukawa, Osaki, Miyagi, 989-6117 Japan. Tel: 0229-91-0767
 - 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和四年九月二十七日

- 一 入札に付する事項
 - 1 購入物品及び数量 タブレット端末保管庫 一式
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 令和五年三月十七日(金)
 - 4 納入場所 仕様書のとおり
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合には、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三五）へ令和四年十月四日（火）午後五時までに提出すること。
- 三 入札書の提出場所等
 - 1 電子調達システムの利用

- (一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。
- (二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。
- 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話〇二二二二一一三三五）

- 3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年十月四日（火）まで2あて申し出ること。

- 4 一般競争入札参加資格審査
 - (一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十月六日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- (二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十月六日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

- (一) システムを用いて入札する場合
 - 入札期間 令和四年十月十一日（火）午前九時から令和四年十月十二日（水）午後五時まで
- (二) 書面により入札書を提出する場合
 - イ 日時 令和四年十月十二日（水）午後五時
 - ロ 場所 2に同じ
 - ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
- ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

- 令和四年十月十三日（木）午前十時 宮城県行政庁舎十八階一八〇三会議室
- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Storage for tablets (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 17, 2023 (Fri.)

3 Place of Delivery : As per specification

4 Deadline for Bid Submission : October 12, 2022 (Wed), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 万能試験機ほか 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年九月一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社アオバサイエンス 宮城県仙台市太白区富沢南二丁目十一番五号

五 落札金額 二千三百八十万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年七月二十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立学校教員用タブレット端末調達及びネットワーク接続等設定委託業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から令和五年三月十七日まで

4 履行場所 県立学校（百三か所）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者について、その者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ令和四年九月三十日(金)までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 郵送又は書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教育企画室情報推進班(担当 石川 電話〇二二二二二一三六二二)

3 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和四年九月二十七日(火)から令和四年十月四日(火)まで(ただし、日曜日、土曜日及び

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する祝日(以下「祝日」という。)を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

4 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、電子調達システム又は郵送若しくは持参により入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、提出書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

令和四年十月七日(金) 午前九時から令和四年十月十二日(水) 午後五時まで

(二) 郵送による場合

令和四年十月七日(金) 午前九時から令和四年十月十二日(水) 午後五時までに2の場所まで到達すること(郵送方法は、簡易書留郵便等配達記録がなされるものに限る。)

(三) 持参による場合

6の開札日時及び場所に持参し、提出すること。また、提出の際は、4の入札参加資格確認結果の通知の写し及び代理人による入札の場合は委任状を持参すること。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年十月十三日(木) 午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階 教育企画室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Tablet computers for Miyagi prefectural school teachers and installation of network connection (1 set)

2 Period of Implementation : From day of contract settlement to March 17, 2023.

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Schools (103 locations)

4 Deadline and Place for Bid Submission : October 12, 2022, 5 : 00 p.m. Information Technology

Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

5 Time and Place for Bid Selection : October 13, 2022, 10 : 00 a.m. Education Planning Division

Office Miyagi Prefectural Government Building, 16th floor

6 Contact Information : Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN Tel: 022-211-3612

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達物品及び数量 宮城県総合教育センター・コンピュータシステム賃貸借 一式

2 調達物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

4 設置場所 千九八一―一二二七 宮城県名取市美田園二丁目一番地の四 宮城県総合教育センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているときと認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 貸借物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-0185 七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二二-三三三五）へ令和四年九月二十九日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-0184 二二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教職員課管理班（電話〇二二-二二二-三三三三）

3 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十月三日（月）から令和四年十月五日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十月五日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年十月七日（金）午前九時から令和四年十月十一日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年十月十一日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

令和四年十月十二日（水）午前十時 宮城県行政庁舎十六階教職員課

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金

額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Items/Service Required : Lease of computers and operating system for the Miyagi Prefectural General Education Center (1 set)
- 2 Duration of Contract : April 1, 2023 to March 31, 2028
- 3 Location of Delivery : Miyagi Prefectural General Education Center
- 4 Deadline for Bid : October 11, 2022, 5 : 00 pm.
- 5 Contract Information : Management Section, Personnel Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3631

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用タブレット端末等調達及びネットワーク接続等設定委託業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結の日から令和五年三月十七日まで

4 施行場所 宮城県仙台第一高等学校ほか仕様書のとおり

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三三五)へ令和四年九月三十日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班(電話〇二二二二一一三六二三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

令和四年九月三十日(金)まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。))により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年九月三十日(金)から令和四年十月四日(火)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十月四日(火)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年十月七日(金)午前九時から令和四年十月十二日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年十月十二日(水)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

令和四年十月十三日(木)午前十時 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則第百十三條及び第百十四條の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Procurement of tablets for educational use at Miyagi Prefectural high schools and setting up of network connection (1 set)

2 Contract Period : From day of contract settlement to March 17, 2023 (Fri)

3 Place of Implementation : Miyagi Prefecture Sendai-anchi High School , and other locations

4 Deadline and Place for Bid Submission : October 12, 2022 (Wed), 5 : 00 p.m. Administration Management Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

5 Time and Place for Bid Selection : October 13, 2022 (Thur), 10 : 00 a.m. Upper Secondary School Education Division Miyagi Prefectural Government Building, 16th floor

6 Contact Information: Administration Management Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai , Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN Tel.: 022-211-3623

7 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第二十号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和四年九月二十七日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条」を「第七十九条(第百十五条)」に、「第二百二十八条」を「第二百五十四条」に改める。

第一条の二第一項中「及び入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)」を削り、同条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第三十三条第一項中「押印された」を削る。

第三十七条第六項中「第三十五条」の下に「第一項」を加え、「第八項」を「第八号」に改める。

附則第七項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の下に「(平成二十四年法律第三十一号)」を加える。

別表第一 勘定科目表収益勘定(1)の表中「地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。)」や「施行規則」に改め、別表第一 勘定科目表費用勘定(1)の表中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」や「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)」に改め、別表第一 勘定科目表資産勘定の表中「(昭和23年法律第25号)」や削り、別表第一 勘定科目表負債勘定の表中「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)」や「令」に改め、別表第一 勘定科目表資本勘定の表中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)」や「法」に改める。

別表第一 備蓄中「前各号に掲げるもののほか、備消耗品費」や「(1)から(5)に掲げるもののほか、備消耗品費」及び「前各号に掲げるもののほか、別表第2」に改める。

別表第四中「様式第76号 物品交付請求票」や「様式第76号(その1) 物品交付請求票」に改め、別表第六の次に次のように加える。

様式第76号(その2) 物品交付請求票

別表第四中「様式第80号 物品購入請求票兼物品購入契約票」や「様式第80号(その1) 物品購入請求票兼物品購入契約票」に改め、別表第六の次に次のように加える。

様式第80号(その2) 物品購入請求票兼物品購入契約票

別表第四中「様式第99号 物品購入通知票」や「様式第99号(その1) 物品購入通知票」に改め、同様式の次に次のように加える。

様式第99号(その2) 物品購入通知票

この管理規程は、令和四年九月二十七日から施行し、改正後の企業局財務規程は同年四月一日から適用する。

正 誤

○宮城県公報第三二二号(令和四年六月十日付け)中

ページ

段

行

十九号

正

十八号

誤

四

上

一

十九号

十八号

誤